

様式第1（第2条関係）

【書類名】 保全審査に付することを求める申出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 繫

【出願の表示】

【出願番号】

【申出人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【申出に係る発明の内容】

【申出の理由】

〔備考〕

1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右について各々2.3cmを超えないものとする。

3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。

4 文字は、日本産業規格X0208号で定められている文字を用い、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。ただし、半角文字並びに「【】」（日本産業規格X0208号区点番号（以下「区点番号」という。）1-58）、「】」（区点番号1-59）、「▲」（区点番号2-5）及び「▼」（区点番号2-7）は用いてはならない（欄名の前後に「【】」（区点番号1-58）及び「】」（区点番号1-59）を、又は置き換えた文字の前後に「▲」（区点番号2-5）及び「▼」（区点番号2-7）を用いるときを除く。）。日本産業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本産業規格X0208号で定められている漢字に置き換えて記載し、又はその読みを平仮名で記載し、それらの前に「▲」（区点番号2-5）、後ろに「▼」（区点番号2-7）を付す。

5 「【あて先】」は、特許庁長官とする。

6 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

7 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。

8 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

9 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」

の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

- 10 「【氏名又は名称】」は、自然人には、氏名を記載する。法人には、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 11 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 12 二人以上が共同して特許出願したときは、次のように「【申出人】」の欄を繰り返し設けて記載する。

【申出人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【申出人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 13 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

- 14 代理人によるときであって本人が法人の場合にあっては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

- 15 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 16 「【申出に係る発明の内容】」の欄には、「〇〇の発明について申し出る。当該発明は、特許請求の範囲の請求項〇及び明細書の段落[〇〇〇〇]から[〇〇〇〇]までに記載されている。」のように保全審査に付することを求める旨の申出に係る発明の内容及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第65条第1項に規定する明細書等において当該発明が記載されている箇所を記載する。

- 17 「【申出の理由】」の欄には、保全審査に付することを求める旨の申出の理由を記載する。

- 18 「（【提出日】 令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。

- 19 申出書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入する。

- 20 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。

- 21 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるよう例えはホッチキス等を用いてとじる。